

越前町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度

概要版



計画策定の目的と計画期間

本町の65歳以上人口の割合（高齢化率）は35.5%（令和5年10月1日現在）となっており、本計画期間に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることが見込まれています。

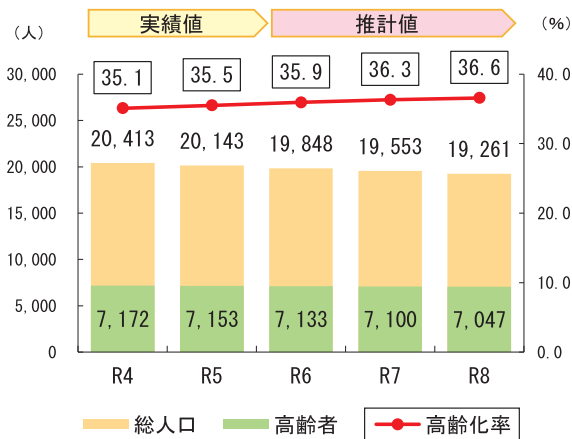
こうした状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の構築が求められている中、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防の充実とともに、高齢者を取り巻く様々な課題への対応を図ります。

第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

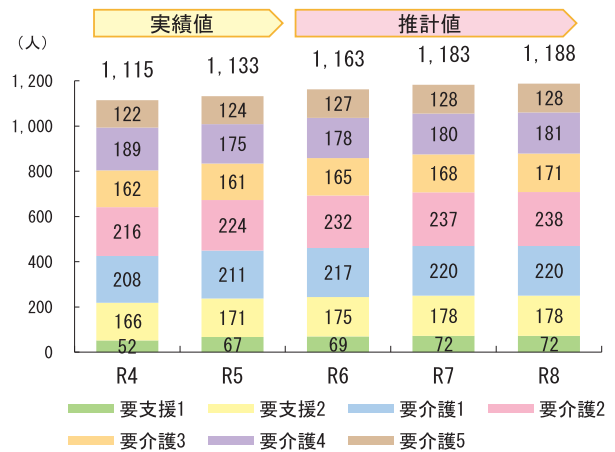
高齢者・要介護認定者の推移と見込み

将来の予測結果をみると、総人口が減少傾向で推移する中、計画期間の最終年度である令和8年度には高齢化率36.6%となることが見込まれます。また、要介護認定者数は、令和5年度の1,133人から、令和8年度には1,188人へと微増傾向で推移することが見込まれます。

総人口・高齢者（第1号被保険者）の見込み



要介護（要支援）認定者数の見込み



基本理念

本計画では、高齢者が自分たちでできることに取り組むとともに、地域全体で支え合い、歳をとっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。



歳をとっても安心して暮らせるまち えちぜん
～支え合い・助け合いの地域づくり～



基本目標

基本理念の実現を目指すため、第9期計画において取り組んでいくべき施策展開の基本的な5つの目標は次のとおりとなります。

基本目標1

いつまでも健康で暮らせるまちづくり

高齢者がいつまでも健康でいられるよう、自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止など介護予防の取り組みを一層強化します。

介護予防・日常生活支援サービスや一般介護予防事業の新たな展開等により、地域での健康づくりの充実を図ります。

高齢者の生きがいづくりや社会参加に向けた取り組みを進めます。

主要施策

1. 生活支援サービスの充実
2. 介護予防・健康づくりの推進
3. 生きがいづくり・社会参加の促進

基本目標2

地域で支え合う仕組みづくり

住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」を構築していくため、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の連携による地域包括ケアの深化とともに、地域における課題解決に向けて、支え合いの地域づくりを進めます。

高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の人権が擁護され、尊重される取り組みを進めます。

主要施策

1. 地域包括ケアの深化
2. 支え合いの地域づくりの推進
3. 高齢者の権利擁護の充実
4. 介護者への支援

基本目標3

認知症施策の総合的な推進

認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができ、誰もが人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会を目指す取り組みを進めます。

主要施策

1. 認知症についての理解促進
2. 認知症高齢者支援体制の充実

基本目標4

安全に生活できる地域づくり

高齢者が安全に生活できる地域づくりに向け、防災対策・感染症対策をはじめ、防犯・交通安全・消費者対策やバリアフリー化など、安全確保に向けた施策を推進します。

主要施策

1. 高齢者の安全・安心な暮らしの確保
2. 生活環境の整備

基本目標5

介護保険事業の充実

介護を必要とする高齢者が適切なサービスを利用できるよう、介護保険サービスのより一層の充実を図ります。

保険者機能の強化を図り、介護保険制度の円滑かつ適正な運営により、制度の安定した継続性の確保に努めます。

主要施策

1. 高齢者及び認定者の推計
2. 介護保険サービス事業量の見込み
3. 介護保険料について
4. 介護保険事業の円滑な実施

重点テーマ

基本理念の実現に向け、支え合いの地域を担う「人づくり」と「仕組みづくり」を重点テーマとして位置づけ、重点的な施策・事業の推進を図ります。

重点テーマ1 支え合い・助け合いの地域を担う人づくり

支援を必要とする高齢者がこれまで以上に増えることが見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域でずっと暮らせるよう、生活支援サービスの充実をはじめ、介護予防事業、認知症対応、災害時対応、介護サービスなどを担う人づくりを進めます。

重点的に取り組む施策・事業

- ①生活支援サービス提供者（介護専門職や住民主体の担い手）の充足
- ②ボランティア活動の活性化
- ③認知症サポーターの養成・育成
- ④介護予防サポーターの養成・育成
- ⑤介護人材の定着支援・介護離職防止支援
- ⑥高齢者の社会参加の促進

重点テーマ2 支え合い・助け合いの仕組みづくり

自立した生活を支えるための多様なサービス（インフォーマルサービス※を含む）を、必要とする人が適切に利活用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、利用しやすい環境づくりや必要なサービスへつなぐことのできる仕組みづくりを進めます。

重点的に取り組む施策・事業

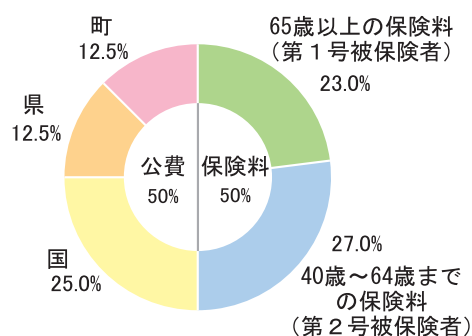
- ①地域包括支援センターにおける地域課題の抽出（総合相談や介護予防把握と問題解決に向けての取り組みを強化）
- ②生活支援コーディネーター活動（生活支援ニーズ把握や資源開発）の充実
- ③訪問型・通所型サービスや生活支援サービスの機能充実
- ④気軽に集える場（認知症カフェ、介護おはなし会（介護者のつどい）、つるかめ体操教室）の充実
- ⑤地域のつながり（住民主体の支え合いや助け合い活動、災害等発生時の避難行動支援）の機能充実

※インフォーマルサービス：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどの制度に基づかない援助などが該当します。

第9期計画期間の介護保険料

●介護保険の財源構成

介護保険を利用した場合、費用の1割～3割を利用者が負担し、残りの9割～7割は介護保険財源により賄われることになっています。この介護保険財源は、公費と保険料で構成され、負担割合は第1号被保険者の保険料が23%となっています。



第9期計画期間の介護保険料

月額介護保険料
(基準額)

第8期：5,990円



第9期：5,990円



第9期計画では、所得段階（国基準）の変更にあわせて所得段階区分を変更し、各段階の保険料を設定しています。

区 分	対 象 者	負担 割合	保険料額（円）	
			年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285	20,640	1,720
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人で、第1段階に該当しない人	0.485	34,920	2,910
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	0.685	49,320	4,110
第4段階	・世帯に住民税を課税されている人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	64,680	5,390
第5段階 【基準額】	・世帯に住民税を課税されている人がいるが、本人は住民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.0	71,880	5,990
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	86,280	7,190
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	93,480	7,790
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	107,880	8,990
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	122,160	10,180
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	136,560	11,380
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	150,960	12,580
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	165,360	13,780
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	172,560	14,380

※合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階については、年金収入にかかる所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合には、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の額。

※負担割合について

- ・第1段階から第3段階については、公費を活用した保険料軽減策により軽減しています。

越前町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要版 [令和6年度～令和8年度]

発行年月：令和6年3月 発行者：越前町 編集：介護福祉課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1 電話：0778-34-8715 FAX：0778-34-1235